

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

国 税 庁

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が4万3千件（前事務年度5万件）、着眼調査が1万7千件（同2万3千件）であり、簡易な接触の件数は37万1千件（同53万7千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は43万1千件（同61万1千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は26万3千件（同37万4千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、5,640億円（同6,024億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは5,068億円（同5,236億円）、着眼調査によるものは572億円（同788億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は2,245億円（同3,017億円）となっており、調査等合計では7,885億円（同9,041億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、992億円（同961億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは947億円（同903億円）、着眼調査によるものは45億円（同59億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、166万円（同131万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は140億円（同233億円）となっており、調査等合計では1,132億円（同1,195億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	50,130		23,449		73,579		537,076		610,655	
	42,601	85.0%	17,082	72.8%	59,683	81.1%	371,240	69.1%	430,923	70.6%
申告漏れ等の 非違件数	44,176		16,788		60,964		312,916		373,880	
	38,034	86.1%	12,458	74.2%	50,492	82.8%	212,385	67.9%	262,877	70.3%
申告漏れ 所得金額	5,236		788		6,024		3,017		9,041	
	5,068	96.8%	572	72.6%	5,640	93.6%	2,245	74.4%	7,885	87.2%
追徴 税額	本税	761		52		813		228		1,042
		797	104.7%	40	76.9%	837	103.0%	137	60.1%	975
	加算税	141		7		148		5		153
		149	105.7%	5	71.4%	155	104.7%	3	60.0%	157
	計	903		59		961		233		1,195
		947	104.9%	45	76.3%	992	103.2%	140	60.1%	1,132
一件 当たり 追徴 税額	申告漏れ 所得金額	1,045		336		819		56		148
		1,190	113.9%	335	99.7%	945	115.4%	60	107.1%	183
	本税	152		22		111		4		17
		187	123.0%	23	104.5%	140	126.1%	4	100.0%	23
	加算税	28		3		20		0.1		3
		35	125.0%	3	100.0%	26	130.0%	0.1	100.0%	4
	計	180		25		131		4		20
		222	123.3%	27	108.0%	166	126.7%	4	100.0%	26

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1万3千件(前事務年度2万1千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1万件(同1万6千件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、1,106億円(同1,526億円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	30事務年度	元事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	20,784	13,221	63.6
土地建物等	16,705	9,826	58.8
株式等	4,079	3,395	83.2
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	16,091	10,001	62.2
土地建物等	12,727	7,099	55.8
株式等	3,364	2,902	86.3
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	77.4	75.6	▲ 1.8
土地建物等	76.2	72.2	▲ 3.9
株式等	82.5	85.5	3.0
④	億円	億円	%
申告漏れ所得金額	1,526	1,106	72.5
土地建物等	1,151	764	66.3
株式等	375	342	91.3
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	734	836	113.9
土地建物等	689	777	112.7
株式等	919	1,008	109.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2万4千件（前事務年度2万9千件）、着眼調査が7千件（同1万件）であり、簡易な接触の件数は3万7千件（同4万8千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は6万7千件（同8万6千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万5千件（同6万2千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、281億円（同299億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは265億円（同275億円）、着眼調査によるものは16億円（同23億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、91万円（同78万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は23億円（同46億円）となっており、調査等合計では304億円（同345億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比			
調査等件数 件	28,504		9,919		38,423		47,628		86,051		
	23,837	83.6%	6,899	69.6%	30,736	80.0%	36,578	76.8%	67,314	78.2%	
申告漏れ等の 非違件数 件	23,656		7,971		31,627		30,602		62,229		
	20,191	85.4%	5,492	68.9%	25,683	81.2%	18,864	61.6%	44,547	71.6%	
追徴税額	本税 税 億円	228		19		247		44		291	
		219	96.1%	13	68.4%	232	93.9%	22	50.0%	253	86.9%
	加算税 税 億円	47		4		52		2		54	
		47	100.0%	3	75.0%	50	96.2%	1	50.0%	51	94.4%
	計 税 億円	275		23		299		46		345	
		265	96.4%	16	69.6%	281	94.0%	23	50.0%	304	88.1%
一件当たり 追徴税額	本税 税 万円	80		19		64		9		34	
		92	115.0%	19	100.0%	75	117.2%	6	66.7%	38	111.8%
	加算税 税 万円	17		5		13		0.5		6	
		20	117.6%	4	80.0%	16	123.1%	0.4	80.0%	8	133.3%
	計 税 万円	97		24		78		10		40	
		111	114.4%	23	95.8%	91	116.7%	6	60.0%	45	112.5%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

II 主な取組

1 申告漏れ所得金額は789億円・追徴税額は259億円となりともに過去最高【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、4,463件（前事務年度 5,313件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,767万円（同 1,436万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,190万円（同 1,045万円）に比べ1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は789億円（同 763億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は581万円（同 383万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の222万円（同 180万円）に比べ2.6倍となっています。また、追徴税額の総額は259億円（同 203億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は1,571万円（同 914万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の222万円に比べ7.1倍と特に高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	5,313	4,463	84.0%	42,601	
申告漏れ等の非違件数	4,517	3,837	84.9%	38,034	
申告漏れ所得金額	763	789	103.4%	5,068	
追徴税額	203	259	127.6%	947	
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,436	1,767	123.1%	1,190
	追徴税額	383	581	151.7%	222

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	859	936	109.0%	42,601	
申告漏れ等の非違件数	731	807	110.4%	38,034	
申告漏れ所得金額	328	411	125.3%	5,068	
追徴税額	79	147	186.1%	947	
一件当たり	申告漏れ所得金額	3,819	4,393	115.0%	1,190
	追徴税額	914	1,571	171.9%	222

2 1件当たりの追徴税額は所得税実地調査全体の2.8倍

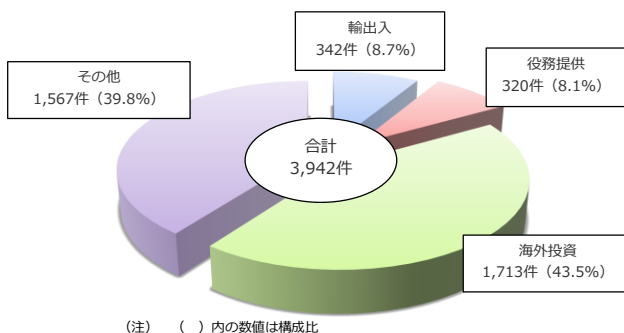
【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、3,942件（前事務年度4,375件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,406万円（同1,941万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,190万円（同1,045万円）と比べ2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は948億円（同849億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は627万円（同375万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の222万円（同180万円）と比べ2.8倍となっています。また、追徴税額の総額は247億円（同164億円）に上ります。

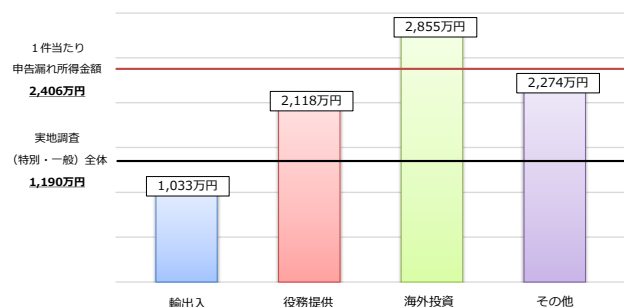
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度					
調査件数	件	4,375	3,942	90.1%	42,601	
申告漏れ等の非違件数	件	3,850	3,542	92.0%	38,034	
申告漏れ所得金額	億円	849	948	111.7%	5,068	
追徴税額	億円	164	247	150.6%	947	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,941	2,406	124.0%	1,190
	追徴税額	万円	375	627	167.2%	222

○ 取引区分別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 追徴税額はこれまでで最も高い65億円

【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、1,877件（前事務年度2,127件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,264万円（同1,243万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,190万円（同1,045万円）に比べ1.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は237億円（同264億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は349万円（同274万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の222万円（同180万円）に比べ1.6倍となっています。また追徴税額の総額は65億円（前事務年度58億円）に上ります。

○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		元事務年度		元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度			対前年比		
調査件数	件	2,127	1,877	88.2%	42,601	
申告漏れ等の非違件数	件	1,850	1,680	90.8%	38,034	
申告漏れ所得金額	億円	264	237	89.8%	5,068	
追徴税額	億円	58	65	112.1%	947	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,243	1,264	101.7%	1,190
	追徴税額	万円	274	349	127.4%	222

4 消費税無申告者に対する1件当たり追徴税額は192万円で過去最高【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、7,328件（前事務年度8,147件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,160万円（同2,035万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,190万円（同1,045万円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は1,583億円（同1,658億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は237万円（同242万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の222万円の1.1倍となっています。また、追徴税額の総額は174億円（同197億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、8,329件（同9,631件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は192万円（同176万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の111万円（同97万円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は160億円（同169億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	8,147	7,328	89.9%	42,601	
申告漏れ所得金額	1,658	1,583	95.5%	5,068	
追徴税額	197	174	88.3%	947	
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,035	2,160	106.1%	1,190
	追徴税額	242	237	97.9%	222

<消費税>

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	30事務年度	元事務年度		
調査件数	9,631	8,329	86.5%	23,837
追徴税額	169	160	94.7%	265
1件当たり 追徴税額	176	192	109.1%	111

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	風 俗 業	3,373	1,053	1
2	経営コンサルタント	3,321	1,354	3
3	キ ャ バ ク ラ	2,873	822	2
4	太 陽 光 発 電	1,718	294	-
5	システムエンジニア	1,280	190	4
6	土 木 工 事	1,225	185	13
7	ダ ンプ 運 送	1,212	179	8
8	タ イ ル 工 事	1,197	177	20
9	冷 暖 房 設 備 工 事	1,187	199	-
10	清 掃 業	1,182	158	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成22事務年度		平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	2,076	キャバレー	2,896	風俗業	2,078	風俗業	3,329	キャバレー	2,093
2	廃棄物処理	1,625	風俗業	2,135	キャバレー	1,867	キャバレー	1,972	風俗業	1,979
3	プロگرامマー	1,492	情報サービス	1,425	バレー	1,189	バレー	1,226	バレー	1,159
4	くず金卸売業	1,326	水産養殖業	1,266	畜産農業(肉用牛)	1,181	くず金卸売業	1,055	冷暖房設備工事	966
5	情報サービス	1,273	くず金卸売業	1,234	人材派遣業	1,130	特定貨物自動車運送	979	ダンブ運送	932

	平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	キャバレー	2,628	風俗業	2,083	キャバレー	2,897	風俗業	2,685	風俗業	3,373
2	風俗業	2,326	キャバレー	1,667	風俗業	1,974	キャバレー	2,278	経営コンサルタント	3,321
3	畜産農業(肉用牛)	1,471	プロگرامマー	1,178	不動産代理仲介	1,774	経営コンサルタント	2,045	キャバレー	2,873
4	ダンブ運送	1,144	畜産農業(肉用牛)	1,150	システムエンジニア	1,365	システムエンジニア	1,339	太陽光発電	1,718
5	特定貨物自動車運送	1,118	防水工事	1,109	機械器具、部品修理	1,357	特定貨物自動車運送	1,257	システムエンジニア	1,280

- (注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。
 2 平成29事務年度1位の「キャバレー」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 3 平成29事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 4 平成30事務年度3位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 5 令和元事務年度4位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。